

資料

## 1. 検討体制

### (1) 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会名簿

選出区分	氏名	所属等
学識経験者	座長 熊田博喜	武蔵野大学
	伊藤正子	法政大学
保健、福祉、医療等に関する 機関が推薦する者	石田秀世	西東京市医師会
	仲野美代子	多摩小平保健所
	犬竹政雄	ハートフル田無(老人保健施設)
	北谷成子	東京老人ホーム泉寮
	副座長 井手知子	緑寿園在宅介護支援センター
	丸木敦	西東京市社会福祉協議会
NPO、ボランティア団体等が 推薦する者	木崎志づ香	NPO法人サポートハウス年輪
	山本幸子 (依田京子)	田無朗読ボランティアの会
公募による市民	加藤真理	市民
	高橋俊郎	市民

## (2) 西東京市介護保険運営協議会名簿

選出区分	氏名	所属等
学識経験者	委員長 阿 和嘉男	武蔵野大学
	三輪 秀民	江戸川大学総合福祉専門学校
保健医療関係者	橋岡孝之介	西東京市医師会
	吉岡重保	西東京市歯科医師会
	副委員長 神山久男	西東京市薬剤師会
	矢内真理子	多摩小平保健所
	犬竹政雄	ハートフル田無(老人保健施設)
	南 達介	田無病院(介護療養型医療施設)
福祉関係者	田中光子	健光園(特別養護老人ホーム)
	北川和秀	サンメール尚和(特別養護老人ホーム)
	野崎博人	NPO法人サポートハウス年輪
	十重田孝子	西東京市民生委員児童委員協議会
	中山セキ	西東京市シルバー人材センター
	齊藤 睦	西東京市社会福祉協議会
市内に住所を有する被保険者	阿部敏治	被保険者(第1号)
	市川チズ子	被保険者(第1号)
	高木敏子	被保険者(第2号)
	林 頼子	被保険者(第2号)

## (3) 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会合同会議名簿

選出区分	氏名	所属等	
高齢者保健福祉計画	学識経験者	熊田博喜	
	保健、福祉、医療等に関係する機関が推薦する者	井手知子	緑寿園在宅介護支援センター
		犬竹政雄	ハートフル田無(老人保健施設)
		木崎志づ香	NPO法人サポートハウス年輪
公募による市民	高橋俊郎	市民	
介護保険運営協議会	学識経験者	阿 和嘉男	
	保健医療関係者	神山久男	
	福祉関係者	十重田孝子	
	市内に住所を有する被保険者	阿部敏治	被保険者(第1号)
高木敏子		被保険者(第2号)	

## 2. 検討経緯

### (1) 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会での検討経緯

回数及び開催日	検討内容	検討資料
<b>第1回</b> 平成17年 5月17日(火)	1 部長あいさつ 2 依頼状交付 3 職員の紹介及び委員の自己紹介 4 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会の運営について 5 座長、副座長の選出について 6 今後の会議日程について 7 会議録の取り扱いについて 8 その他	1 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会委員名簿 2 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会設置要綱 3 西東京市保健福祉計画検討委員会傍聴要領 4 西東京市市民参加条例施行規則 5 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画検討スケジュール 6 西東京市高齢者保健福祉計画(平成15年度～19年度) 7 西東京市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための基礎調査報告書(平成17年3月)
<b>第2回</b> 平成17年 7月5日(火)	1 会議録の確認 2 高齢者保健福祉計画の概要について 3 高齢者保健福祉計画の実績等について 4 市民意識調査結果について 5 今後の会議日程 6 その他	1 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会第1回会議録 2 西東京市高齢者保健福祉計画(平成15年度実績)
<b>第3回</b> 平成17年 7月26日(火)	1 会議録の確認 2 高齢者保健福祉計画検討委員会スケジュールと検討内容について 3 高齢者保健福祉計画の枠組みについて	1 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会第2回会議録 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュール 3 高齢者保健福祉計画検討委員会 検討内容(案)

回数及び開催日	検討内容	検討資料
	4 課題と方向性の整理について 5 その他	4 高齢者保健福祉計画の枠組み 5 高齢者保健福祉計画の課題 6 高齢者介護研究会報告書の概要について 7 西東京市高齢者保健福祉計画策定 ご意見記入シート
第4回  平成17年 8月23日(火)	1 会議録の確認 2 高齢者保健福祉計画事業の実施状況について 3 高齢者を取り巻く現状と動向について 4 介護保険制度改革の全体像について 5 日常生活圏域について 6 西東京市高齢者保健福祉計画策定に向けた市民フォーラムについて 7 その他	1 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会第3回会議録 2 高齢者保健福祉計画事業の実施状況 3 高齢者を取り巻く現状と動向 4 介護保険制度改革の全体像 5 日常生活圏域について(案) 6 西東京市高齢者保健福祉計画策定に向けた市民フォーラムについて(案) 7 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会委員名簿 8 在宅介護支援センター パンフレット
第5回  平成17年 9月27日(火)	1 会議録の確認 2 高齢者保健福祉計画の基本的な考え方について 3 日常生活圏域の設定と地域包括支援センターの創設について 4 西東京市高齢者保健福祉計画策定に向けたシンポジウムについて 5 その他	1 西東京市高齢者保健福祉計画策定 ご意見記入シートのまとめ 2 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会第4回会議録 3 西東京市高齢者保健福祉計画策定 ご意見記入シート 4 日常生活圏域の設定と地域包括支援センターの創設について 5 西東京市高齢者保健福祉計画策定に向けたシンポジウムについて(案) 6 介護保険サービスの利用状況 参考資料 介護予防の全体像について(案)

回数及び開催日	検討内容	検討資料
<p style="text-align: center;"><b>第6回</b></p> <p>平成17年 10月25日(火)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議録の確認</li> <li>2 高齢者保健福祉計画検討委員会・介護保険運営協議会合同会議の報告について</li> <li>3 計画書の構成(案)について</li> <li>4 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の考え方について</li> <li>5 高齢者保健福祉計画策定に向けた市民フォーラムの報告について</li> <li>6 その他</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会第5回会議録</li> <li>2 高齢者保健福祉計画検討委員会・介護保険運営協議会第1回合同会議会議録(要旨)</li> <li>3 計画書の構成(修正案)</li> <li>4 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の考え方</li> <li>5 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の体系(案)</li> <li>6 市民フォーラムの報告について</li> </ol> <p>参考資料 介護保険運営協議会第8回・第9回会議録</p> <p>参考資料 高齢者保健福祉計画検討委員会・介護保険運営協議会第1回合同会議資料</p>
<p style="text-align: center;"><b>第7回</b></p> <p>平成17年 11月22日(火)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議録の確認</li> <li>2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の考え方について</li> <li>3 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)中間のまとめ(案)について</li> <li>4 事業者の参入意向について</li> <li>5 西東京市高齢者保健福祉計画策定に向けたシンポジウムについて</li> <li>6 その他</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会第6回会議録</li> <li>2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の考え方</li> <li>3 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)中間のまとめ(案)</li> <li>4 事業者の参入意向について</li> <li>5 シンポジウムちらし</li> </ol>
<p style="text-align: center;"><b>第8回</b></p> <p>平成17年 12月27日(火)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議録の確認</li> <li>2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)中間のまとめ(案)につ</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会第7回会議録</li> <li>2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</li> </ol>

回数及び開催日	検討内容	検討資料
	いて 3 シンポジウムの報告について 4 市民説明会について 5 その他	(第3期)中間のまとめ(案) 3 シンポジウムの記録 4 中間のまとめ・市民説明会について
<b>第9回</b> 平成18年 1月24日(火)	1 会議録の確認 2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)中間のまとめについて 3 計画書の構成について 4 推進体制について 5 その他	1 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会第8回会議録 2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)中間のまとめ 3 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)計画書の構成(案) 4 第9章 推進体制
<b>第10回</b> 平成18年 2月14日(火)	1 会議録の確認 2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)中間のまとめ市民説明会及びパブリックコメントについて 3 計画策定に向けた検討について 4 その他	1 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会第9回会議録 2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)中間のまとめ市民説明会の記録 3 中間のまとめに対する市民意見(パブリックコメント)の検討結果について 4 「中間のまとめ」からの修正対応表 別紙1 施策の体系 別紙2 目標2 健康づくり・介護予防 別紙3 第5章 重点施策 別紙4 第9章 推進体制
<b>第11回</b> 平成18年 2月21日(火)	1 会議録の確認 2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)最終のまとめ(案)について 3 その他	1 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会第10回会議録 2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)(案)

## (2) 西東京市介護保険運営協議会での検討経緯

回数及び開催日	検討内容	検討資料
<b>第8回</b> 平成17年 6月30日(木)	1 西東京市介護保険事業計画(第3期)の作成について(諮問) 2 第7回西東京市介護保険運営協議会会議録の確認 3 第7回西東京市介護保険運営協議会での質問事項について 4 平成17年度介護保険関係事業について 5 介護保険制度の見直しについて 6 その他	1 西東京市介護保険運営協議会第7回会議録 2 介護保険事業計画策定のための基礎調査報告書 3 平成17年度予算の特徴 4 地域包括支援センター検討委員会の実施状況 5 要介護認定モデル事業 6 第3期介護保険事業(支援)計画作成について 7 介護保険法新旧対照表 8 介護予防読本 9 介護保険運営協議会委員名簿
<b>第9回</b> 平成17年 8月11日(木)	1 第8回西東京市介護保険運営協議会会議録の確認 2 西東京市介護保険事業計画(第3期)について 3 介護保険制度改革のあらまし 4 西東京市介護保険事業計画(第2期)の現状について 5 その他	1 西東京市介護保険運営協議会第8回会議録 2 西東京市介護保険事業計画(第3期)について 3 介護保険制度改革のあらまし 4 西東京市介護保険事業計画(第2期)の現状について
<b>第10回</b> 平成17年 9月29日(木)	1 第9回西東京市介護保険運営協議会会議録の確認 2 西東京市における2015年の高齢者像について 3 日常生活圏域と地域包括支援センターについて 4 地域密着型サービスについて 5 介護予防の全体像について 6 事業者アンケート調査について 7 計画書の構成について	1 西東京市介護保険運営協議会第9回会議録 2 西東京市における2015年の高齢者像について 3 日常生活圏域と地域包括支援センターについて 4 地域密着型サービスについて 5 介護予防の全体像について 6 事業者アンケート調査について 7 計画書の構成について



回数及び開催日	検討内容	検討資料
	8 委員からの質問事項について 9 その他	8 委員からの質問事項について
<b>第11回</b> 平成17年 10月27日(木)	1 第10回西東京市介護保険運営協議会会議録の確認 2 事業者の参入意向について 3 市民フォーラムの結果について 4 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会・介護保険運営協議会合同会議の報告について 5 計画書の構成について 6 計画の基本理念・体系について 7 その他	1 西東京市介護保険運営協議会第10回会議録 2 事業者の参入意向について 3 計画書の構成(修正案) 4 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の考え方 5 市民フォーラムの結果について 6 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会・介護保険運営協議会合同会議
<b>第12回</b> 平成17年 11月24日(木)	1 第11回西東京市介護保険運営協議会会議録の確認 2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念等について 3 中間のまとめ(案)について 4 保険給付費の推計について 5 介護保険料の設定について 6 西東京市高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の改定の進め方(案)について 7 その他	1 西東京市介護保険運営協議会第11回会議録 2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念等について 3 中間のまとめ(案)について 4 保険給付費の推計について 5 介護保険料の設定について 6 西東京市高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の改定の進め方(案)について
<b>第13回</b> 平成17年 12月22日(木)	1 第12回西東京市介護保険運営協議会会議録の確認 2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念等について 3 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間のまとめ(案)について	1 西東京市介護保険運営協議会第12回会議録 2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)中間まとめ(案) 3 介護保険サービスの見込量 4 介護保険料の設定について 5 市民説明会について

回数及び開催日	検討内容	検討資料
	4 介護保険サービスの見込量について 5 介護保険料の設定について 6 市民説明会について 7 その他	
<b>第14回</b> 平成18年 1月26日(木)	1 第13回西東京市介護保険運営協議会会議録の確認 2 介護保険料の設定について 3 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の「中間のまとめ」について 4 市民説明会について 5 計画書の構成について 6 その他(地域密着型サービス等運営委員会の設置について)	1 西東京市介護保険運営協議会第13回会議録 2 介護保険料の設定について 3 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)中間のまとめ 4 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)中間のまとめ市民説明会の記録 5 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)計画書の構成(案)
<b>第15回</b> 平成18年 2月9日(木)	1 第14回西東京市介護保険運営協議会会議録の確認 2 計画書の構成について 3 介護保険料の設定について 4 その他	1 西東京市介護保険運営協議会第14回会議録 2 計画書の構成について 3 保険料設定について
<b>第16回</b> 平成18年 2月14日(火)	1 第15回西東京市介護保険運営協議会会議録の確認 2 パブリックコメント・委員意見の計画への反映について 3 計画書の構成について 4 その他	1 西東京市介護保険運営協議会第15回会議録 2 西東京市介護保険運営協議会での意見と計画への反映 3 中間のまとめに対する市民意見(パブリックコメント)の検討結果について 4 中間のまとめに対する市民説明会での市民意見と検討結果 5 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)計画書の構成

回数及び開催日	検討内容	検討資料
第17回 平成18年 2月23日(木)	1 第16回西東京市介護保険 運営協議会会議録の確認 2 西東京市高齢者保健福祉計 画・介護保険事業計画 (第3期)最終のまとめ(案) について 3 その他	1 西東京市介護保険運営協議 会第16回会議録 2 西東京市高齢者保健福祉計 画・介護保険事業計画 (第3期)(案)

### (3) 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会合同会議での検討経緯

回数及び開催日	検討内容	検討資料
<p>第1回</p> <p>平成17年 10月11日(火)</p>	<p>1 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の構成・理念について</p> <p>(1) 計画書構成案</p> <p>(2) 基本理念等</p> <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の予定</li> <li>・市民フォーラム・シンポジウムの予定等</li> </ul>	<p>1 計画書の構成(案)</p> <p>2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)</p> <p>参考資料1 現高齢者保健福祉計画 計画の基本的考え方</p> <p>参考資料2 現高齢者保健福祉計画 計画の体系と施策内容</p> <p>参考資料3 西東京市高齢者保健福祉計画の基本的な考え方について(各委員の考え方)</p> <p>参考資料4 第2期介護保険事業計画の基本理念・基本目標</p>
<p>第2回</p> <p>平成17年 12月6日(火)</p>	<p>1 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の理念等について</p>	<p>1 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の考え方</p> <p>2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の理念等に関する委員の意見</p> <p>3 高齢者保健福祉計画の施策体系について - 高齢者保健福祉計画検討委員会での意見</p>

#### (4) 市民フォーラムの開催

日 時：平成17年10月20日（木）  
14:00～17:00（13:30開場）

会 場：こもればいホール（小ホール）

参加者数：62名

テ ー マ：“100歳で現役”をめざす健康づくり  
- 介護予防・みんなで話そう、考えよう -

対 象：健康づくりや介護予防に関心のある市民、  
健康づくりやスポーツ関連のサークルに参加している市民など

当日のプログラム：

開会

趣旨説明：介護予防に対する市の方針、福社会館の利用状況に関する説明

からだほぐし：みんなで体操をしてみよう（コミュニケーションづくり）

グループ討論：高齢者が自立していきいきと暮らすために大切なこと、市の  
介護予防事業に期待すること、福社会館の使い方に関する  
アイデア その他

グループ発表・意見交換

まとめ：講評（熊田座長）

閉会



#### (5) シンポジウムの開催

日 時：平成17年11月25日（金）  
14:00～16:30（13:30開場）

会 場：コール田無

参加者数：86名

テ ー マ：住み慣れたまちで、高齢者が安心して  
暮らせるしくみをどうつくるか  
- 介護予防からのアプローチ -

対 象：市内の介護保険事業者、ケアマネジャー、  
保健・福祉・医療の専門家、介護予防  
に関心のある市民など

当日のプログラム：

開会



### 第一部：基調講演

講師 岡 浩一朗 氏（東京都老人総合研究所介護予防緊急対策室主任）

### 第二部：パネルディスカッション

報告者 井手 知子 氏（緑寿園在宅介護支援センター）

パネリスト 辻 彼南雄 氏（中間法人ライフケアシステム メディカル・ディレクター）

中村 岳雪 氏（田無病院リハビリテーション部長）

中川 邦彦 氏（シルバー人材センター）

コーディネーター 岡 浩一朗 氏

質疑応答

閉会

## （6）市民説明会の実施

開催日時		会場	参加者数
平成18年1月19日(木)	14:00～16:00	西原総合教育施設 1階第1会議室	13人
平成18年1月20日(金)	14:00～16:00	ふれあいセンター 1階ふれあいホール	9人
平成18年1月21日(土)	9:30～11:30	スポーツセンター 1階会議室	11人
	14:00～16:00	田無庁舎2階202会議室	21人
合 計			54人



## （7）出前講座の実施

開催日時		会場	参加者数
平成18年1月23日(月)	13:00～15:00	ひばりが丘北市民集会所	19人
平成18年1月24日(火)	15:00～17:00	田無庁舎2階202会議室	11人
合 計			30人

## （8）パブリックコメントの実施

市民意見提出手続（パブリックコメント）を平成18年1月15日～31日まで実施しました。

### 3. 用語集

#### あ行

##### アセスメント

ケアプランの作成等、今後のケアに必要な見通しをたてるにあたり、介護サービス利用者（要介護者、要支援者）の身体機能や環境などを事前に把握、評価することをいいます。

##### インフォーマルサービス

行政が提供するサービス以外に近隣や地域社会、民間やボランティアなどが提供する非公式なサービスをいいます。

##### うつ・うつ予防

うつの症状としては、無気力・無感動・不安感・興奮等があり、それに伴い不眠・食欲低下等があります。本計画では、このような抑うつ症状を示している状態全体に対して「うつ」という用語を使用しています。うつ予防としては、人に会う、日中活動して夜間によい睡眠をとる、生活のリズムを整えるなどの生活習慣の改善があります。

##### 運動器

手や足、体を構成する骨格・関節・靭帯や筋肉そして脊髄や神経を指します。体の感覚を脳に伝え、反射的あるいは意志に基づいて身体運動を行う器官で、日常の行動を行う上で欠くことのできない器官です。

##### NPO（エヌ・ピー・オー）

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していましたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになりました。

#### か行

##### 介護給付費準備基金

介護保険事業計画期間中に生じた決算剰余金を適切に管理するための基金で、介護保険に係る保険給付費に要する費用に不足を生じた場合、不足額の財源に充てることができます。

### 介護サービス情報の公表

要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために、介護サービスの内容及び運営状況に関する情報を公表するしくみです。介護保険法の改正にともない、平成18年4月から義務化されます。

### 介護保険事業計画

介護保険法第117条では、「市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。」と規定されています。

### 介護予防ケアマネジメント

要介護状態になることをできる限り予防するために、目標の設定、サービスを適切に利用するための計画（介護予防ケアプラン）の作成、達成状況の評価、必要に応じて計画の見直しを行う一連の過程をいいます。新予防給付のマネジメントと地域支援事業の介護予防事業のマネジメントを指し、地域包括支援センターが行います。

### 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者のための医療施設です。入院者に対して、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護等の世話、機能訓練その他の必要な医療が行われます。

### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者のための福祉施設です。入所者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話が行われます。

### 介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護者が在宅復帰できるようになるための施設です。入所者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話が行われます。

### かかりつけ医

家族ぐるみで健康や病気のことを気軽に相談したり、身体に不調があるときにいつでも診察してくれる身近な開業医であり、初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施、他の医師への紹介を



行い、個人や家庭での継続的な治療について主治医としての役割を果たす医師です。

#### かかりつけ歯科医

患者の心身の特性やニーズを踏まえて歯・あご・口の疾患の治療を行うとともに、全身状態や精神面をも考慮し、計画的に予防を含めた歯科医学的な管理や療養上の支援を行う地域に密着した身近な歯科医です。

#### かかりつけ薬局

複数の医療機関から処方される薬やアレルギーなどについて薬歴管理をし、必要に応じて処方した医師と相談の上、有効で、安全な調剤を行ったり、薬全般についての相談に応じてくれる身近な薬局です。

#### 基本健康診査（介護予防健診）

平成17年6月に介護保険法の一部改正がおこなわれ、18年4月から要介護状態になることを予防するための介護予防事業が展開されます。それに伴い、老人保健法による基本健康診査の見直しが行われ、65歳以上の方に対して従来の生活習慣病を早期に発見するための検査項目に、新たに生活機能を判定する項目(基本チェックリスト、血清アルブミン検査、関節可動域・嚥下機能・口腔内の衛生状態のチェック等)が加わり、要介護状態になるおそれのある方をスクリーニングするための健診となりました。

#### 居宅療養管理指導

要支援・要介護者に対して、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

#### ケアハウス（介護利用型軽費老人ホーム）

入所者の生活相談、入浴・食事の提供を行うとともに、緊急時の対応を行う新しいタイプの軽費老人ホームです。介護保険制度ではケアハウスは居宅とみなされ、提供されるサービスのうち一定の要件を満たす場合は介護保険のサービス（特定施設入居者生活介護）として提供されます。

#### ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を幅広く持った専門家で、要介護者からの依頼によるケアプランの作成や継続的な管理、評価、サービス事業者との連絡調整を行います。平成18年から一定の研修を終了した人に「主任ケアマネジャー」の資格が導入されます。

#### 軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情などで自宅での生活が困難な人が、低額な料金で入所

できる施設です。身寄りのない人や家族との同居が不可能な人が対象となります。主に収入の少ない人を対象とする給食サービス付きのA型、原則として自炊のB型、ケアハウス(介護利用型軽費老人ホーム)の3種類があります。

## さ行

### 参酌標準

介護保険事業計画において介護サービス等の見込みを定めるにあたって、国から標準として示されたものです。本計画では、地域支援事業及び新予防給付についての実施対象者・実施効果、施設・居住系サービスについての利用者割合などが示されました。

### 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置された福祉団体で、区市町村にひとつずつ常設されている公共性の高い民間福祉団体です。市民や行政、社会福祉事業関係者などの参加と協働により地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らしていける「まち」の実現をめざして活動しています。

### 小規模介護専用型特定施設(地域密着型特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)その他法18条11項の厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるものを「介護専用型特定施設」と呼び、このうち、入所定員29人以下の施設が「地域密着型特定施設」として介護保険における地域密着型サービスのひとつに位置づけられています。

### 小規模介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

介護保険施設として指定を受けている介護老人福祉施設のうち、定員29人以下の小規模施設については、「小規模介護老人福祉施設」として、地域密着型サービスのひとつに位置づけられています。

### 小規模多機能型居宅介護

介護保険における地域密着型サービスのひとつ。「通い」を中心として、要支援・要介護者の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供します。

### シルバー人材センター

法律に基づく公益法人で、概ね60歳以上の高齢者を会員とし、健康でかつ働くことにより生きがいを見いだしながら、地域社会の一員として貢献するための新しい生活環境を会員とともに作り上げていきます。

### シルバーピア

高齢者が地域で安心して生活できるよう、手すり・段差解消・緊急通報システム等の設置、安否確認や緊急時の対応を行う管理人の配置、在宅介護支援センターとの連携を特徴とする高齢者向けの集合住宅です。ピアとは英語で仲間や友人などを意味し、そこに住む高齢者が自立しながらも、お互いに助け合って生活することをめざして名付けられました。

### 新予防給付

要支援1・要支援2と認定された方に対するサービスです。対象者の特徴は、廃用症候群（骨関節疾患等を原因とし、徐々に生活機能が低下する状態）の方が多く、早い時期に予防リハビリテーションを行うことで生活機能を改善できる可能性があります。本人の意欲を高めながら予防のサービスを提供することが必要とされます。

### スクリーニング

地域における高齢者の状態を把握する様々な活動（基本健康診査（介護予防健診）、保健師等による訪問、主治医との連携等）を通して、要支援・要介護状態になるおそれがあり、介護予防事業の対象となる高齢者を選び出すことをいい、ばらつきが出ないような基準によって行います。

### 生活支援ハウス

デイサービスセンター等に居住部門を併設又は隣接して整備した小規模な多機能施設で、居室の提供、各種相談・助言、在宅サービスの利用手続きの援助、地域住民の交流の場の提供等を行います。

### 成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人にかわって財産管理や、身上監護などを行います。

その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるようあらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もあります。

### セーフティネット

安全ネットワーク。市民が日常的に安心して暮らしていけるように、市民の安全性を確保するため、行政や福祉施設、医療機関、消防署、警察、顔の見える範囲を見守る地域住民等で構成されたネットワーク（連携）。

## た行

### 第三者評価

社会福祉法第78条では、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することとしています。個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービスの選択に資するための情報として公表します。

### 団塊の世代

1947年から1949年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。平成27年（2015年）には団塊の世代が65歳以上となり、高齢者の生活様式、考え方、価値観は一層多様化すると考えられています。国は、平成27年（2015年）までに高齢者ケアの確立をめざすと同時に、予防重視型システムの導入により「明るく活力ある超高齢社会」を実現する必要があるとしています。

### 短期入所生活介護（ショートステイ）

老人福祉法で定める福祉施設に短期間入所した要支援・要介護者に対して、入浴・排泄・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練を行います。

### 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の厚生労働省令で定める施設に短期間入所した要支援・要介護者に対して、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

### 地域支援事業

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する事業です。平成17年度までの老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業、在宅介護支援センター事業等の再編により創設された介護保険制度上の事業です。要介護状態に陥るおそれがある高齢者等を対象として、介護予防事業（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上等）、包括的支援事業（地域包括支援センターの事業、ケアプラン評価支援事業等）、任意事業（在宅介護教室、認知症高齢者徘徊位置探索サービス等）があります。

### 地域包括支援センター

予防重視型システムの構築に向けて、公正・中立な立場から「総合相談

支援事業」、「介護予防ケアマネジメント事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」、「高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業」の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関として、地域包括支援センターが創設されます。地域包括支援センターには、保健師・経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、専門職の協働による業務を展開します。設置・運営に関しては、中立性の確保、人材確保支援等の観点から「地域包括支援センター運営協議会」が関わるようになっていきます。

#### 地域福祉権利擁護事業

福祉サービスが契約による利用制度に移行することに伴い、自己決定能力が低下した人のサービス利用を支援するために、成年後見制度の補完として設けられた制度です。社会福祉協議会等に属する専門員が利用者の「自立支援計画」を策定し、生活支援員が利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用に際しての情報提供や助言を行ったり、申込手続き・利用料支払いの代行、苦情処理の援助などを行います。その他、利用者の状況に応じて日常の金銭管理等も行います。

#### 地域密着型サービス

要支援・要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村をさらに細かく分けた日常生活圏域の単位で整備されるサービスをいいます。地域密着型サービスには、小規模介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）、小規模介護専用型特定施設（地域密着型特定施設入居者生活介護）、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、認知症高齢者専用デイサービス（認知症対応型通所介護）、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護の6種類があり、サービス基盤の整備状況に応じて市町村が事業所の指定及び指導・監督を行います。

#### 通所介護（デイサービス）

要支援・要介護者に対して、老人福祉法で定める老人デイサービスセンター等に居宅から通い、入浴・食事の提供（これらに伴う介護を含む）等の日常生活上の世話、機能訓練を日帰りで行います。

#### 通所リハビリテーション

要支援・要介護者に対して、介護老人保健施設、病院、診療所等の施設に居宅から通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法・作業療法等のリハビリテーションを日帰りで行います。ただし、このサービスは、主治医がその治療の必要の程度について厚生労働省令で定める基準に適合していると認められた要介護者等にに限られます。

## な行

### 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、第3期介護保険事業計画からは市町村内を日常生活の圏域に分け、サービス基盤を整備することになりました。圏域の設定にあたっては、保険者ごとに、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、定めることになっています。

### 認知症（痴呆）

介護保険法の改正にともない、「痴呆」に替わる用語として「認知症」が使われるようになりました。介護保険法によれば、認知症は「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義されています。

### 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

要支援・要介護者であって認知症の状態にある方に対して、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。ただし、このサービスは、その認知症に伴って著しい精神症状を呈する方、その認知症に伴って著しい行動異常がある方、その方の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除きます。介護保険における地域密着型サービスのひとつとして位置づけられています。

### 認知症高齢者専用デイサービス（認知症対応型通所介護）

認知症の要支援・要介護者を対象とした通所介護サービスです。平成17年度までの通所介護のうち、認知症専用単独型と認知症専用併設型の通所介護が介護保険における地域密着型サービスに位置づけられています。

### 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、患者支援の活動を行う人です。厚生労働省が、地域・企業・学校などで開催する養成講座を受講した人に対して認定します。平成21年度までに100万人の養成をめざしています。

## は行

### バリアフリー

バリアフリーとは、バリア（障壁）をフリー（解消）にすることで、高

齢者・障害者などの人々が生活しやすい環境に整備しようという考えです。バリアには、段差などの具体的な障壁だけでなく、制度や差別意識など幅広い概念を含みます。日本の家屋では、玄関や廊下の段差、幅が狭い廊下や階段、和式のトイレや浴槽が高齢者や障害者の生活上のバリアになります。このようなバリアを解消することで、生活の質が向上します。

#### 訪問介護（ホームヘルプサービス）

要支援・要介護者に対して、居宅において介護福祉士等によって、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。これにおける「居宅」には、軽費老人ホーム（ケアハウス）や有料老人ホーム、養護老人ホーム等の居室も含まれます。

#### 訪問看護

要支援・要介護者に対して、その居宅において看護師等によって、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。ただし、このサービスは、主治医がその治療の必要の程度について厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた要介護者等に限られます。

#### 訪問入浴介護

要支援・要介護者に対して、その居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

#### 訪問リハビリテーション

要支援・要介護者に対して、その居宅において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。ただし、このサービスは、主治医がその治療の必要の程度について厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた要介護者等に限られます。

### ま行

#### 民生委員

民生委員(民生委員・児童委員)は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアです。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢者・障害者の支援を行います。行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役として活動しています。

## や行

### 夜間対応型訪問介護

夜間の安心を確保する必要がある要介護3以上の利用者を中心に、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせで行います。介護保険における地域密着型サービスのひとつとして位置づけられています。

### 有料老人ホーム

有料老人ホームは、特別養護老人ホーム等とは異なり、民間が主体となって設置・運営しています。自ら多様なニーズを選択する高齢者に対し、食事や日常生活の便宜、施設によっては介護サービスも提供する施設です。基本的に費用は本人の全額自己負担になります。介護保険制度では有料老人ホームは居宅とみなされ、提供されるサービスのうち、一定の要件を満たす介護サービス（特定施設入居者生活介護）には保険から給付が行われます。

### ユニバーサルデザイン

大人も子どもも、高齢者も障害のある人も、全ての人にとって使いやすく工夫されたデザインのことです。

### 養護老人ホーム

養護老人ホームは、身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的な理由で自宅において生活することが困難な高齢者が入所できる施設です。

### 要支援・要介護（要支援状態・要介護状態）

介護保険制度では、認定審査会が行う要介護認定の結果、要支援または要介護と認定された場合に介護保険のサービスを受けることができます。

従来、要支援・要介護認定の区分は「要支援」、「要介護1～5」の6区分でしたが、介護保険法の改正により「要支援1～2」、「要介護1～5」の7区分になりました。

要支援状態とは、要介護とは認められませんが、身体上もしくは精神上の障害があるために入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態、または身体上もしくは精神上の障害があるために一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいいます。

要介護状態とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排泄、



食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態です。

## ら行

### ライフサポートアドバイザー（LSA）機能付高齢者住宅

高齢者の日常生活をサポートするライフサポートアドバイザー（LSA＝生活支援相談員）を配置した高齢者世話付集合住宅のことです。ライフサポートアドバイザーは、高齢者アパートの入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように24時間体制で、生活指導・相談、安否確認、一時的家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供します。

### リハビリテーション

本来、リハビリテーションとは機能訓練事業だけでなく障害のある人々や高齢者及び、その家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々、機関、組織が協力しあって行う全ての活動をいいますが、介護保険法改正に伴い、運動器の機能向上等の事業整備が必要な計画時期にあたるため、本計画では、リハビリテーションを高齢者の生活機能の維持・改善、介護予防などの直接的支援の部分に限定して定義しています。

### レスパイト・ケア

レスパイトは休息、息抜きの意味。介護を要する高齢者や障害者等を持つ家族を日常的な介護から一時的に解放することによって、家族が心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにするための援助をいいます。介護を要する高齢者や障害者等を短期入所（ショートステイ）や日中預かりサービスに一時的に預け、家族が地域交流や余暇活動に参加する機会を提供します。

### 老人保健事業

昭和57年に制定された老人保健法において、6つの老人保健事業（健康手帳の配布、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導、機能訓練）が定められ、各市町村が実施しています。介護保険法の改正に伴い、老人保健事業を再編し、65歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「訪問指導」、「機能訓練」の4事業は介護保険の介護予防事業として位置づけられることとなりました。